

奈良県告示第三百九十五号

令和二年八月奈良県告示第百六十三号（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の数の定め）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

告示文中「同条第六項第一号」を「同条第六項」に改める。

本則中「第十二条の三第六項第一号」を「第十二条の三第六項」に改める。